

保護者各位

不二越工業高等学校

自然災害被害世帯対象の給付金について

日頃より本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。
県内に在住する世帯の方で令和6年能登半島地震の被害を受けた世帯の方に給付制度がありますのでご案内します。

1. 就学支援金（家計急変）
 - ・被災により離職・休職の状況
 - ・被災により住家が全壊、半壊、流失、床上浸水したことなどによる家計急変
2. 生徒奨学補助金（自然災害の被害）
 - ・住家への被害：全壊（燃）又は半壊（燃）

どちらも給付制度には条件がありますので被害を受け、申請される世帯の方は

学校事務室（076-425-8304）までご連絡ください。

その後、必要書類等をお知らせします。

なお、各給付制度に該当するかどうかは富山県の審査により決定します。

結果は後日お知らせします。

ご不明な点ご質問等ございましたら、平日8時～16時の間に
事務室までお問合せください。（TEL:076-425-8304）